

# 令和6年能登半島地震で被災した自動車について

被災自動車の処理は、原則所有者で対応をお願いします。

被災自動車を廃棄する場合は、所有者の方が、自動車リサイクル法に基づき、引取業者（自動車販売会社や整備業者）に引き渡していただくことになります。抹消登録手続きも含めて、**引取業者**にご相談ください。

## 自動車が被災した場合

滅失等のため、抹消登録した自動車には、**自動車税（種別割）**は課されません。

納税通知書が送付されてきた場合や、自動車税（種別割）の減免制度については、お近くの県総合（県税）事務所へお問い合わせください。

（軽自動車税（種別割）については、市町へお問い合わせください。）

車検証上の所有者の方は、**自動車重量税**の特例還付が受けられる場合があります。

詳細については、以下の相談窓口へお問い合わせください。

### 【普通自動車の被災電話相談窓口】

（自動車検査登録手続きヘルプデスク内）

TEL：050-5540-2056（平日8：30～17：00）

### 【軽自動車の被災電話相談窓口】

（軽自動車検査協会）

TEL：050-3684-6051（平日8：30～17：00）

**自賠責保険**及び**任意保険**の保険料が返還される場合があります。

詳細については、契約している保険会社へお問い合わせください。

※リサイクル料金は支払済のため、新たに処分費用の負担はありませんが、被災状況によっては引き取りに要する運搬費用等が発生する場合がありますので、使用済自動車の**資源的価値相当額**や**運搬費用等**についても、別途ご相談をお願いします。